

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達された場合とする。

令和7年1月31日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 酒田河川国道事務所長 鈴木 之

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 除雪機械等保守単価契約（トラック・ロータリ）
- (2) 数量、品質及び規格等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 原則として当該入札の執行において入札執行回数は、2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

- (6) 本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、履行開始日及び契約締結日は令和7年4月1日とする。なお、予決令第86条の調査が行われた場合は、調査終了後の同日以降、令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、予算成立後の同日以降とすることがある。

また、暫定予算となり予算措置が全額計上されていない場合は、本予算成立を条件にして、履行期間を暫定予算の期間、契約額を暫定予算の額（暫定予算の期間を全体の履行期間で除して算出した額）とする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」（車両整備）のうちA、B、C又はD等級に格付けされた東北地域の競争参加資格の認定がなされる者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 3（3）の入札説明書の交付方法により3（1）から直接交付又は3（1）に送付の希望を申し出て交付を受けた入札説明書及び仕様書等により作成した申請書等を提出した者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 山形県庄内地方生活圏内（鶴岡市、三川町、酒田市、庄内町、遊佐町）に仕様書に記載した保守物件の保守点検整備が可能である整備工場を有すること。

## 3 入札説明書の交付場所等

### (1) 入札説明書の交付場所

〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2番地の1

東北地方整備局 酒田河川国道事務所 経理課

TEL 0234-27-3425（内線228）

メールアドレス thr-763keirika01@mlit.go.jp

### (2) 入札説明書の交付期限

別表に記載する。

### (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付を行う。なお、送付を希望する場合は、送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メールにより申し出ること。この場合、原則、電子メールで交付する。ただし、紙での送付を希望する場合、送付に要する費用は希望者の負担とする。

#### 4 申請書等の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所及び問い合わせ先  
3 (1) に同じ。
- (2) 申請書等の提出期限  
別表に記載する。
- (3) 申請書等の提出方法  
持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）にて提出すること。

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
3 (1) に同じ。
- (2) 入札書の提出期限  
別表に記載する。
- (3) 入札書の提出方法  
持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。
- (4) 開札の日時及び場所  
別表に記載する。

#### 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
参加を希望する者は、申請書等を、4 (2) の提出期限までに、3 (1) に示す場所に提出しなければならない。  
また、5 (2) の入札書の提出期限までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、**5 (2) の入札書の提出期限までに入札説明書及び仕様書等（追加・変更・訂正分を含む）の交付を受けていない者**、申請書等に虚偽の記載をした者が提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- 1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で一工数当たり料金単価の最低価格、かつ部品単価の値引率の最高をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格を下回る（値引率は上回る）入札者が複数で、一工数当たり料金単価の最低価格者と部品価格の値引率の最高者が異なる場合は、次式により算出した落札決定のための金額の最低をもって入札を行った者を落札者とする。

【落札決定のための金額の算定式】

$$R = (X1 \times \text{一工数当たり料金単価}) \times [1 + 0.5 \times (1 - \text{部品価格の割引率})]$$

R: 落札決定のための金額

X1: 年間予定工数

- 2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲の価格をもって入札した他の者のうち1)の示す算出式で算出される落札決定のための金額の最低をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

## 別 表

### 入札手続きに係る期限等

3（2） 「入札説明書の交付期限」

令和 7年 3月 4日（火） 14時00分

4（2） 「申請書等の提出期限」

令和 7年 2月17日（月） 14時00分

5（2） 「入札書の提出期限」

令和 7年 3月 4日（火） 14時00分

5（4） 「開札の日時及び場所」

令和 7年 3月 5日（水） 10時00分

東北地方整備局 酒田河川国道事務所 入札室